

令和2事業年度

業務実績に関する説明資料
「評価の要約」

独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

2. 設立時期

平成15年10月1日

3. 役職員数（令和3年4月2日現在）

役員6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））

職員256名

4. 業務概要

（1）中小企業退職金共済制度

○一般の中小企業退職金共済制度

- ・中小企業の従業員を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金を支給する。

○特定業種退職金共済制度

- ・特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業470円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金を支給する。

（2）勤労者財産形成促進制度

○勤労者財産形成持家融資制度

- ・勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する。

・業務実績 評価項目一覧

中期計画				評価項目No.	自己評価	ページ
I. 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I 退職金共済事業	1 一般の中小企業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1－1	A	3
		2 建設業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組【難易度 高】 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1－2	B	10
		3 清酒製造業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1－3	B	15
		4 林業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高、難易度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1－4	B	21
	II 財産形成促進事業	1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営	1－5	B	27	
	III 雇用促進融資事業		1－6	B	31	
II. 業務運営の効率化に関する事項						
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進			2－1	B	32
III. 財務内容の改善に関する事項						
第3 財務内容の改善に関する事項				3－1	B	39
IV. その他の事項						
第4 その他業務運営に関する重要事項	1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資			4－1	B	41
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項				5－1	B	44

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B)

I 中期目標の内容

○一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に係る業務に関し、共済契約者及び被共済者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 **【重要度 高】**

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。
 - ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。
 - ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。
 - ・個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月15件以上行うこと。

(4) サービスの向上

- 諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
 - ・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とすること。
 - ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和2年度		令和元年度	平成30年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
（１）資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 ・国内債券 時間加重収益率 △0.40% ベンチマーク収益率 △0.70%	超過収益率 0.30%	142.71%	167.84%	104.76%		
	・国内株式 時間加重収益率 44.98% ベンチマーク収益率 42.13%	超過収益率 2.85%	106.76%	97.00%	91.47%		
	・外国債券 時間加重収益率 △0.67% ベンチマーク収益率 △1.85%	超過収益率 1.19%	163.99%	86.99%	90.66%		
	・外国株式 時間加重収益率 65.30% ベンチマーク収益率 59.79%	超過収益率 5.50%	109.20%	106.27%	98.72%		
（２）確実な退職金の支給に向けた取組 ○未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。	・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。	1.71%	76.0%	78.8%	89.0%		
	・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。	0.46%	87.0%	85.1%	97.6%		
（３）加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効果的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。 （令和２年度目標 331,000人以上）	367,510人	111.0%	113.8%	110.2%		
	・個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月15件以上行うこと。	訪問14.1件 （電話、文書等による 勧奨を含む と平均月 16.0件）	94.0%	124.0%	124.7%		

(4) サービスの向上 ○諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。 ○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
	・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とすること。	85.8%	107.3%	109.5%	108.8%		
	・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。	1,515,416件 (通信監視サービス分を除くと1,200,056件)	131.8% (通信監視サービス分を除くと104.4%)	114.8%	123.0%		
	・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100.0%	100.0%	100.0%		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
資産の運用（国内債券、外国債券）	③全ての資産クラスにおいて、平成30年度から約2年間を掛けて実施したマネジャー・ストラクチャー見直しの成果が出ているものと思われるが、債券については、コロナ禍での世界的な低金利政策という債券運用にとって逆風が吹く中、市場平均収益率が低水準であったため、僅かな違いが大きな達成率になったものである。市場平均収益率を確保するとの目標が容易である訳ではなく、目標水準の修正は不要と料する。
確実な退職金の支給に向けた取組（未請求者比率）	③退職金未請求の背景に関する調査結果によると、未請求率高止まりの主な要因が、拡充された企業間通算制度の利用拡大や、退職金額が少額の層における手続負担であることを確認した。 企業間通算制度の利用拡大自体は好ましいことであるため、当該要因に基づく未請求率の底上げ分は、目標値を引き上げることが適当と考えるが、利用拡大傾向が続く中、現時点での正確な影響の大きさが見極め難いことから、目標値の変更は見送り、次期中期計画策定に向けて、データの収集・分析を進め、目標を見直すこととする。
ホームページアクセス件数	③HPアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のHPに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間315,360件程度である。これを除いても1,200,056件のアクセス件数を獲得している。 (参考：達成度 104.4%)

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
資産の運用	委託運用部分の収益率について、全資産において市場平均を上回る水準を確保した（P7 図表 1 参照）。 資産運用委員会では、10回（うち2回は書面開催）、計25時間に及ぶ審議を受けた。 評価報告書では、マネジャー・ストラクチャー見直し等基本ポートフォリオ見直しに始まった一連の改革の完了、コロナ禍での流動性確保施策、スチュワードシップ活動の充実、高度な職業倫理の徹底等を含むガバナンス改善に向けた取組、等が評価され、令和2年度における資産の運用は、基本方針に則して実施され、「質的な向上が図られてきている」との評価を得た（P8 図表 2 及び図表 3 参照）。
確実な退職金の支給に向けた取組	目標未達の主な要因は、①企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年⇒3年））後、同制度が浸透、定着し、企業間通算申請件数が増加したことにより、未請求件数、金額が底上げされていること、②手続負担等から請求勧奨に応じないケースが多い退職金額10万円未満層の割合が上昇傾向にあることが挙げられる（P9 図表 4 及び図表 5 参照）。 こうした背景の下、未請求者数の比率及び未請求退職金額の割合ともに目標達成には至らなかったが、未請求の原因調査の結果も踏まえた施策を実施することで、年間の請求者数は前年度を上回り（1,170人⇒1,728人）、未請求金額の水準は前年度を下回った（1,662百万円⇒1,643百万円）。
加入促進対策の効果的実施	令和2年度は、コロナ禍による中小企業の景況悪化や、訪問活動、説明会等集会開催の制約等、厳しい環境が続いた。こうした状況下、訪問活動については、普及推進員等 1 人あたりの訪問件数は、月平均14.1件と目標を下回ったが、電話や文書等の代替手段による活動を訪問とみなした場合の件数は、月平均16.0件となった。また、説明会等をWEB会議へ切り替えるなどにより、加入者数については、目標値を 1 割以上上回った。こうした結果については、一昨年から始めた「財務体質の強靱さ」のアピール（ポスターにも反映）が貢献している可能性も考え得る。

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

・委託運用部分の収益率

(図表1) 委託運用部分の収益率(令和2年度通期)

令和2年度 通期	時間加重 収益率	ベンチマーク 収益率	超過収益率	達成率
国内債券	△0.40%	△0.70%	0.30%	142.71%
国内株式	44.98%	42.13%	2.85%	106.76%
外国債券	△0.67%	△1.85%	1.19%	163.99%
外国株式	65.30%	59.79%	5.50%	109.20%

(参考 過去5年間の実績に対する評価)

超過収益率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
<評価>					<A>
国内債券	0.11%	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%
国内株式	0.80%	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%
外国債券	2.26%	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%
外国株式	△0.41%	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%
合計	0.62%	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%

※平成29年度以前は、合計の超過収益率のみが評価対象。
合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

- 令和2年度については、①マネジャー・ストラクチャー見直し等基本ポートフォリオ見直しに始まった一連の改革が完了したこと、②コロナ禍を踏まえた流動性確保施策、③スチュワードシップ活動の一層の充実、④役職員における高度な職業倫理の徹底等を含むガバナンス改善に向けた継続的な取組、等が資産運用委員会の評価報告書において評価された。
 - マネジャー・ストラクチャー見直しでは、第2次選考において50先、延べ100時間の面談を実施しゼロベースで選考。運用受託機関の大幅な入替を行った(委託ファンド数は増加したが、既存のファンドは半減した)。結果については、詳細な採用過程の総括と共にホームページ上で公表した(P8図表2参照)。
 - 厚労省等関係機関も包含した中退共制度全体としてのガバナンス体制の確立は、スチュワードシップ活動の本格的実施を可能にし、エンゲージメントを通じた「資産運用における社会的に優良な企業への投資」にも繋がっている。
- 令和2年度末には累積剰余金が約5,300億円に達するなど強固な財務体質が確立された。財務体質の健全性は、加入促進面に好影響を与え、加入者数の増加は資産運用額の増加を通じて資産運用にプラスに作用、さらにコスト率低減と相俟って財務体質改善に繋がるという好循環が形成されている。
 - 様々な資料の公表やスチュワードシップ活動を通じた認知度向上は、未請求率の引下げにも寄与が期待される。
- また、過去5年間に達成された改革について、中退共内の人的資源配分の見直しにより、専門職を増員したことが奏功しており、後継者育成面でも成果を上げている、との評価を受けた。
- さらに、資産運用部においては、累計45回に及ぶ資産運用委員会での専門家による審議や、基本ポートフォリオ見直し等の一連のプロジェクトとスチュワードシップ活動を経験することで知見・経験の蓄積と人材養成が実現した(P8図表3参照)。
- なお、中退共において培われたデータ分析やプロジェクト推進に関する知見・経験は、機構内で共有・活用し、令和2年度における建退共の基本ポートフォリオ見直しや、林退共の累損解消計画組成に寄与した。
- 外国債券については、中小企業従業員の退職金原資という資金の性格に鑑み、保守的な格付制限を設けている。常態であれば、ベンチマーク対比の超過収益率はマイナスに作用する面もあるが、信用リスク回避の観点から信用格付BBB格以下となった国の国債を購入対象から外す運営を行っている。

(図表2) マネジャー・ストラクチャー見直し(アクティブファンド)：選考段階別応募社数・ファンド数

	応募		一次選考通過		二次選考通過		採用	
	社数	ファンド数	社数	ファンド数	社数	ファンド数	社数	ファンド数
合 計	107	147(16)	50	56(10)	30	30(9)	23	23(8)
国内債券	20	20(10)	12	12(5)	8	8(4)	6	6(3)
外国債券	22	22(2)	12	12(2)	6	6(2)	5	5(2)
国内株式	29	49(2)	12	17(1)	8	8(1)	6	6(1)
外国株式	36	56(2)	14	15(2)	8	8(2)	6	6(2)

※ リザーブファンドについては、委託契約を行っていない為、採用社数・ファンド数には含まず。

() 内の数値は内数であり、マネジャー・ストラクチャーの見直し以前に委託していたファンド（既存ファンド）の数を表す。

(図表3) 資産運用委員会の開催状況

	平成27年度 (10月～)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産運用委員会 開催回数	4	9	7	8	7	10
主な審議事項	・ 中退共・林退共 合同運用	・ 中退共基本ポ ート フォリオ見直し	・ 中退共マネジャー・ ストラクチャー見直し (アクティブファンド) ・ 日本版スチワード シップ・コード改訂 受入 ・ 関係機関の役割 分担・協力関係 の整理	・ 中退共マネジャー・ ストラクチャー見直し (アクティブファンド) ・ スチワードシップ 活動本格展開	・ 中退共マネジャー・ ストラクチャー見直し (アクティブファンド) ・ 清退共の合同運 用参加	・ 中退共マネジャー・ ストラクチャー見直し (パッシブファンド) ・ 日本版スチワード シップ・コード再改 訂受入 ・ 建退共基本ポ ート フォリオ見直し（合 同運用参加） ・ 資産運用におけ るガバナンス

参考事項

○ 確実な退職金の支給に向けた取組に関する事項

(図表 4) <請求しない主な理由アンケート:令和 2 年度> (構成比%) (図表 5) <請求権発生から2年経過後、3年経過後の年度末時点の未請求者数等>

退職金額	手続が 分かりに くい	時間が ない	手続が 面倒	通算希望
～10万円	10.0	13.5	37.1	28.2
10万円 ～50万円	3.2	6.3	7.4	66.3
50万円～	4.3	5.8	1.4	66.9

※企業間通算制度拡充(28年度法改正)は平成27年度退職者から適用

退職年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
未請求者数(人)	2年経過後	3,778 (H28.3時点)	3,839 (H29.3時点)	4,795 (H30.3時点)	5,459 (H31.3時点)	6,286 (R02.3時点)	6,687 (R03.3時点)	—
	3年経過後	3,509 (H29.3時点)	3,147 (H30.3時点)	3,859 (H31.3時点)	4,289 (R02.3時点)	4,558 (R03.3時点)	—	—
未請求率(%) 人数／ 金額	2年経過後	1.42／ 0.46	1.46／ 0.43	1.82／ 0.58	2.10／ 0.68	2.36／ 0.75	2.42／ 0.76	—
	3年経過後	1.31／ 0.40	1.19／ 0.32	1.46／ 0.41	1.65／ 0.47	1.71／ 0.46	—	—
退職金額10万円未満 (3年目:構成比%)		—	—	55.0	59.4	58.5	—	—
企業間通算申請 (当年度中・件数)		—	—	2,512	2,965	3,306	3,458	4,012

- ・未請求者数については、アンケート調査の結果で、退職金額10万円以上の層において、転職に際しての企業間通算を想定して請求を行わない未請求者の割合が、3分の2に及ぶことが示されている(図表 4)。
- ・企業間通算制度拡充後、制度利用者が拡大していることは、企業間通算申請者数の急増により明らかである(図表 5)。
- ・こうした未請求者は、自らが請求権を有していることを認識し、また制度に関する知識を有していると考えられるため、最終的には退職金を請求するものと考えられる。
- ・したがって、企業間通算制度拡充に伴う増加分を低減させる必要はないものと思料する。
- ・企業間通算制度拡充後の未請求率の動きを見ると、人数ベースで0.3～0.4%程度の押上効果が窺われるため、未請求率のこれ以上の引下げ余地は余りないものと考えられる(図表 5)。
- ・しかしながら、未請求者の過半を占め、かつその割合が上昇傾向にある退職金額10万円未満層については、手続負担の軽減や制度の知名度向上等により、人数削減の余地があるものと思われるため、引き続き未請求率低減に向けた取組は続けて参りたい(図表 5)。
 - 知名度向上については、資産運用分野での活動(資料公表、スチュワードシップ活動)も寄与。

評価項目 No. 1－2
退職金共済事業（建設業退職金共済事業）

難易度	高
重要度	高

自己評価 **B** （過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B）

I 中期目標の内容

○建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

（1）資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。

・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。

（2）確実な退職金の支給に向けた取組 【難易度 高】

【難易度 高】である理由：建設業の期間労働者は、工事現場を転々とする場合が多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であることから建設事業者による雇用管理の取組が容易でなく、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。

○過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

○過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。

・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。

（3）加入促進対策の効果的実施

○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。

（4）サービスの向上

○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。

・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。

○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。

・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和2年度		令和元年度	平成30年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
（１）資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。 【給付経理】 時間加重収益率 11.49% ベンチマーク収益率 10.37%	超過収益率 1.12%	110.80%	97.14%	71.18%		
	【特別給付経理】 時間加重収益率 9.39% ベンチマーク収益率 8.18%	超過収益率 1.21%	114.79%	98.84%	45.81%		
（２）確実な退職金の支給に向けた取組 【難易度 高】 ○過去３年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が３年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%		
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	－	－	－	－		
○過去２年間手帳の更新をしていない共済契約者への共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。	・毎年度１回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。	１回	100%	100%	100%		
（３）加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。 （令和２年度目標 109,000人以上）	116,689人	107.1%	103.0%	97.1%		
（４）サービスの向上 ○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。	・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100%	100%		

○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、 情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提 供の質の向上を図ること。	・ホームページの建退共制度の情報に関 するアクセス件数を、毎年度66万件以上 とすること。	1,059,585件 (通信監視サー ビス分を除くと 744,225件)	160.5% (通信監視 サービス分 を除くと 112.8%)	113.1%	113.5%		
	・毎年度1回以上、加入者及び関係団体 等の意見・要望並びに各種統計等の情報 を整理・分析し、対応策を検討、実施す ること。	1回	100%	100%	100%		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
ホームページのアクセス件数	③HPアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のHPに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間315,360件程度である。これを除いても744,225件のアクセス件数を獲得している。 (参考：達成度 112.8%)

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
資産の運用	委託運用部分の超過収益率について、給付経理では外国株式、特別給付経理では外国債券がベンチマークを下回ったが、複合ベンチマークを上回る水準を確保した（P14図表6参照）。 資産運用委員会では、10回（うち2回は書面開催）、計25時間に及ぶ審議を受けた。 評価報告書では、中退共における基本ポートフォリオ見直しに始まった一連の改革等が評価され、機構全体としては「年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を得た。

根拠	理由
確実な退職金の支給に向けた取組	○長期末更新者調査及び調査後2年経過した者に対するフォローアップ調査に加え、退職金の請求資格があり、3年以上未更新者で住所把握している者のうち75歳に達した者に対し、退職金請求勧奨を行った。また、退職金の請求資格があり、70歳と74歳に達した者に対し、掛金納付状況等の通知を行った。 ○新聞・テレビ等の活用及び専用のフリーダイヤルの設置により、請求勧奨を行った。 ○手帳交付日より2年経過した手帳を更新手続き可能とする新たな要件を設けたこと等のパンフレットを作成・配布し、周知を行った。 （平成29年度からの長期末更新者数の推移については P14図表7参照）
加入促進対策の効果的实施	○効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、関係官公庁及び関係事業主団体への広報資料備付依頼・広報誌への記事掲載依頼による周知広報活動、経営事項審査データを活用した未加入事業所に対するダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。併せて、令和元年度に引き続き、外国人労働者向けパンフレット（英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語）を配布し、加入促進対策を図った。 ○建退共各都道府県支部協力のもと、令和2年8月から電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催し、33都道府県66会場（84回・出席事業所10,559所）で説明を行った。

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

・ 委託運用部分の収益率

(図表 6) 委託運用部分の収益率 (令和 2 年度通期)

令和2年度通期	給付経理			特別給付経理		
	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	△0.46%	△0.70%	0.24%	△0.35%	△0.70%	0.35%
国内株式	45.24%	42.13%	3.11%	51.30%	42.13%	9.17%
外国債券	6.32%	5.43%	0.89%	5.41%	5.43%	△0.02%
外国株式	58.57%	59.79%	△1.23%	60.84%	59.79%	1.04%
合 計	11.49%	10.37%	1.12%	9.39%	8.18%	1.21%

(参考 過去5年間の実績に対する評価)

超過収益率	給付経理					特別給付経理				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
<評価>										
国内債券	0.16%	0.24%	0.15%	0.18%	0.24%	0.18%	0.37%	0.33%	0.21%	0.35%
国内株式	0.75%	2.05%	△1.80%	0.24%	3.11%	△2.10%	11.13%	△7.81%	△0.35%	9.17%
外国債券	△0.23%	0.53%	0.26%	0.29%	0.89%	△0.43%	△0.19%	0.02%	0.37%	△0.02%
外国株式	0.95%	0.40%	△0.56%	△0.26%	△1.23%	0.57%	2.56%	△0.54%	△3.41%	1.04%
合計	0.12%	0.63%	△0.50%	△0.06%	1.12%	△0.24%	1.78%	△0.97%	△0.02%	1.21%

○ 確実な退職金の支給に関する事項

(図表 7) 長期未更新者数の推移 (平成29年度～)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
長期未更新者数(人)	369,592	371,025	373,568	370,498
前年度比(人)	—	1,433	2,543	△3,070
平成29年度比(%)	100.00	100.39	101.08	100.25

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B)

I 中期目標の内容

○清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。
 - ※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)とする。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期末更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 - ・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。

(4) サービスの向上

- 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和2年度		令和元年度	平成30年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
（１）資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 ・国内債券 時間加重収益率 △0.40% ベンチマーク収益率 △0.70%	超過収益率 0.30%	142.71%	※ 122.87%	※ △364.29%		
	・国内株式 時間加重収益率 44.98% ベンチマーク収益率 42.13%	超過収益率 2.85%	106.76%				
	・外国債券 時間加重収益率 △0.67% ベンチマーク収益率 △1.85%	超過収益率 1.19%	163.99%				
	・外国株式 時間加重収益率 65.30% ベンチマーク収益率 59.79%	超過収益率 5.50%	109.20%				
（２）確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100.0%	100.0%	100.0%		
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—	—	—	—		
（３）加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。 （令和2年度目標 120人以上）	65人	54.2%	97.5%	103.2%		

※ 令和元年度以前の指標は、「毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。」

（４）サービスの向上 ○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。	・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100.0%	100.0%		
○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 1 万6,000 件以上とすること。	354,257件 (通信監視サービス分を除くと38,897件)	2214.1% (通信監視サービス分を除くと243.1%)	2087.4%	2128.0%		
	・毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100.0%	100.0%	100.0%		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析 （①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
資産の運用（国内債券、外国債券）	P5「要因分析（資産運用）」に記載のとおり。
加入目標数	③清酒製造業については、令和2年度は新規免許取得事業所が0所であったため、免許を取得しているが未加入のすべての事業所（119所）を全国酒類製造名鑑から抽出し、加入勧奨の通知を発出するほか、既加入のすべての事業所（1,831所、休造除く）に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出するなどきめ細かな対策を講じたが、 令和2年度においてはコロナ禍による外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に発出される中、酒類の製造量が大幅に落ち込む（令和元年度約42万KLから令和2年度約37万7千KL（いずれも各年度4～2月△10.6%））など、加入促進は極めて困難な状態となり、目標120人に対し、65人となった（P20図表8参照） 。今後も引き続き、きめ細やかな加入促進対策に努める。
ホームページアクセス数	③HPアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のHPに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間315,360件程度である。これを除いても38,897件のアクセス件数を獲得している。 （参考：達成度243.1%） 。また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発令された状況の中で、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書のダウンロード活用等が増加したものである（初めて全国に緊急事態宣言が発令された令和2年4月～5月のアクセス件数が、年間増加分の約3割を占めている状況がみられる。）。清退共事業は規模が小さく、目標値自体が小さく設定されているため、これらの増加による影響が大きく表れたものと考えている。 なお、当該分析結果は、令和2年度の評価においてはじめて確認できたものであり、令和3年度における状況を再度確認したうえで、次期中期目標における設定項目として適切か否か判断したい。

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
資産の運用	委託運用部分について中退共事業と合同運用のため、評価の根拠は、P6評価項目No.1- 1 Ⅲ「資産の運用」のとおり。
確実な退職金の支給に向けた取組	新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録し、また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した（通知件数 65件）。 また、未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において住所が判明した者、及び調査から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（32件）。
加入促進対策の効果的実施	P17「要因分析（加入目標数）」に記載のとおり。

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

- ・委託運用部分の収益率

(参考 過去5年間の実績に対する評価)

超過収益率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
<評価>					
国内債券	0.12%	0.13%	0.06%	0.10%	0.30%
国内株式	0.92%	4.30%	△5.70%	1.72%	2.85%
外国債券					1.19%
外国株式					5.50%
合計	0.57%	2.61%	△2.60%	0.82%	1.17%

※令和2年度から中退共との合同運用を実施している。

合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

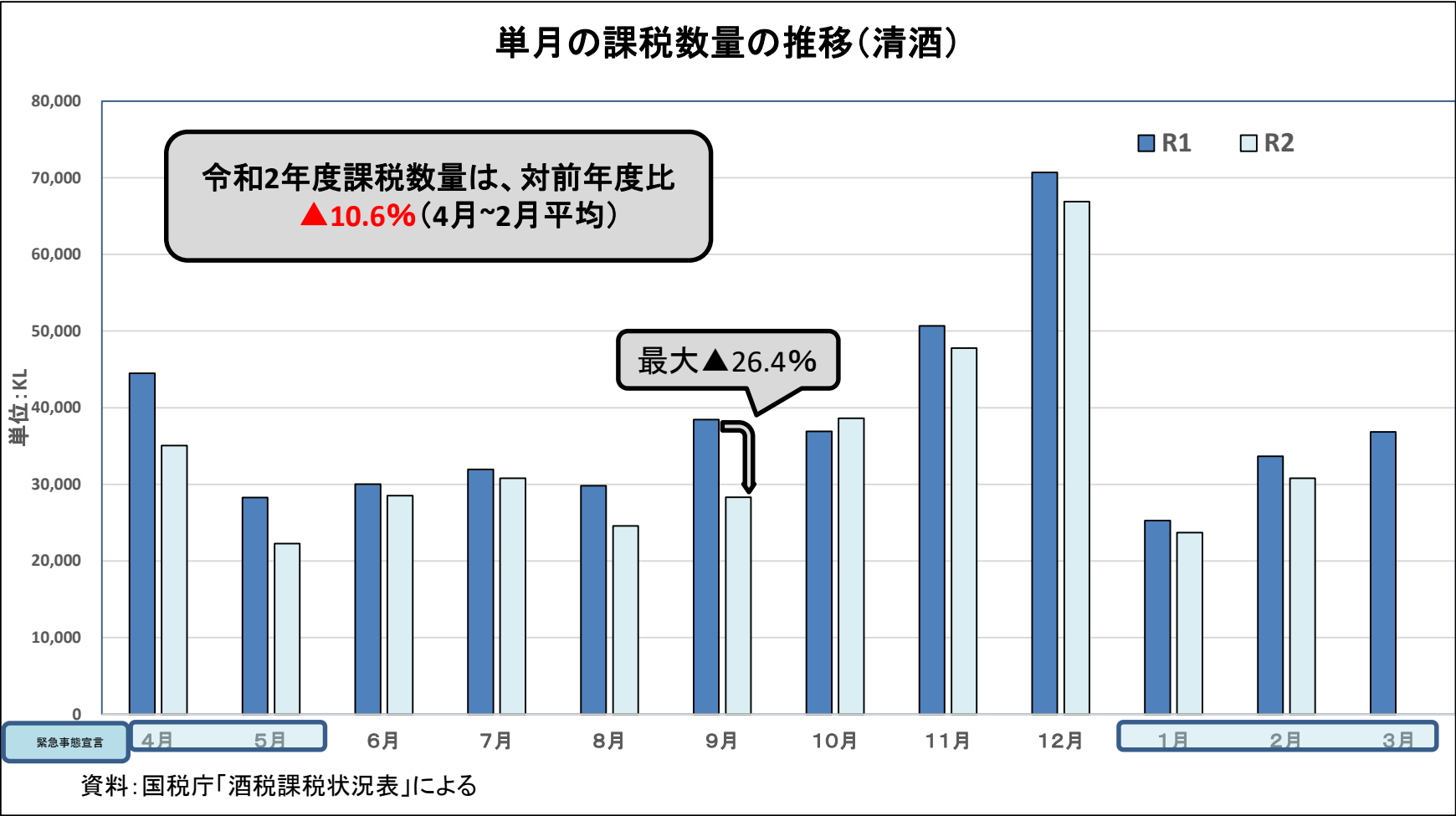
○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

- 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- 未加入事業主に対して加入勧奨を行う他、既加入事業主に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。
 - ・未加入事業主119所
 - ・既加入事業主1,831所
- 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。
- 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。
 - ・関係団体等による広報記事掲載 3件
 - 醸界タイムス社 「醸界タイムス」(10月2日掲載)
 - 日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号及び「会員専用HP」

参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

(図表 8)



自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B)

難易度	高
重要度	高

I 中期目標の内容

○林業退職金共済（以下、「林退共」という。）事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】 【難易度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。
【難易度 高】である理由：累積欠損金解消計画の見直しについて、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。
- 「2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。
 - ・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降）

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 - ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。

(4) サービスの向上

- 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和2年度		令和元年度	平成30年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
（１）資産の運用 【重要度 高】【難易度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 ・国内債券 時間加重収益率 △0.40% ベンチマーク収益率 △0.70%	超過収益率 0.30%	142.71%	167.84%	104.76%		
	・国内株式 時間加重収益率 44.98% ベンチマーク収益率 42.13%	超過収益率 2.85%	106.76%	97.00%	91.47%		
	・外国債券 時間加重収益率 △0.67% ベンチマーク収益率 △1.85%	超過収益率 1.19%	163.99%	86.99%	90.66%		
	・外国株式 時間加重収益率 65.30% ベンチマーク収益率 59.79%	超過収益率 5.50%	109.20%	106.27%	98.72%		
	・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。 （財政検証の翌年度以降）	計画策定を速やかに実施。2年度は新計画に基づき累積欠損を解消	達成	—	—		
（２）確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期末更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%		
	・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—		—	—		
（３）加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。 （令和2年度目標 1,900人以上）	1,545人	81.3%	81.5%	91.3%		

（４）サービスの向上 ○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。	・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100%	100%		
○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 3 万 2,000 件以上とすること。	389,729件 (通信監視サービス分を除くと74,369件)	1,217.9% (通信監視サービス分を除くと232.4%)	1,110.4%	1,117.8%		
	・毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。	1 回	100%	100%	100%		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
資産の運用（国内債券、外国債券）	P5「要因分析（資産運用）」に記載のとおり。
ホームページアクセス件数	③HPアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のHPに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間315,360件程度である。これを除いても74,369件のアクセス件数を獲得している。 （参考：達成度 232.4%） 。また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令された状況の中で、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書のダウンロード活用等が増加したと思われる（初めて全国に緊急事態宣言が発令された令和2年4月～5月のアクセス件数が、年間増加分の約3割を占めている状況がみられる。）。林退共事業は規模が小さく、目標値自体が小さく設定されているため、これらの増加による影響が大きく表れたものと考えている。 なお、当該分析結果は、令和2年度の評価においてはじめて確認できたものであり、令和3年度における状況を再度確認したうえで、次期中期目標における設定項目として適切か否か判断したい。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用	委託運用部分について中退共事業と合同運用のため、評定の根拠は、P6評価項目No.1-1 Ⅲ「資産の運用」のとおり。 累積欠損金について、中期目標では、累損解消計画の見直しを財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累損解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。この計画は林退共事業本部では初めての本格的なファクトファインディングに基づく計画策定であり、資産運用部と事業本部で組成したプロジェクトチームが策定したものである。また、資産運用委員会でも『事実確認に基づいて立案された』ものとして適切であるとされた（令和2年度資産運用に関する評価報告書）。
確実な退職金の支給に向けた取組	未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において住所が判明したもの、及び調査から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続きをとっていない長期未更新者に対して、退職金請求等の手続きを取るよう要請した（187件）。
加入促進対策の効果的実施	累損解消計画の実現の要は、被共済者数の維持・増加であるとの認識のもと、令和2年度は目下考え得る新たな加入促進対策を直ちに開始した。さらに、林退共の対象者である期間労働者の割合も減少が続いている（P25図表9参照）という厳しい現実を直視すれば、中期・長期施策が必須であるということを、業界関係者ともこの累損解消計画の策定の過程で共有出来たので、中期・長期施策の検討に着手するため、各地域の林業関係者にアンケート調査を実施した。しかしながら、期間労働者を巡る厳しい現実は何ともしがたく加入実績は、目標1,900人に対し1,545人にとどまった。

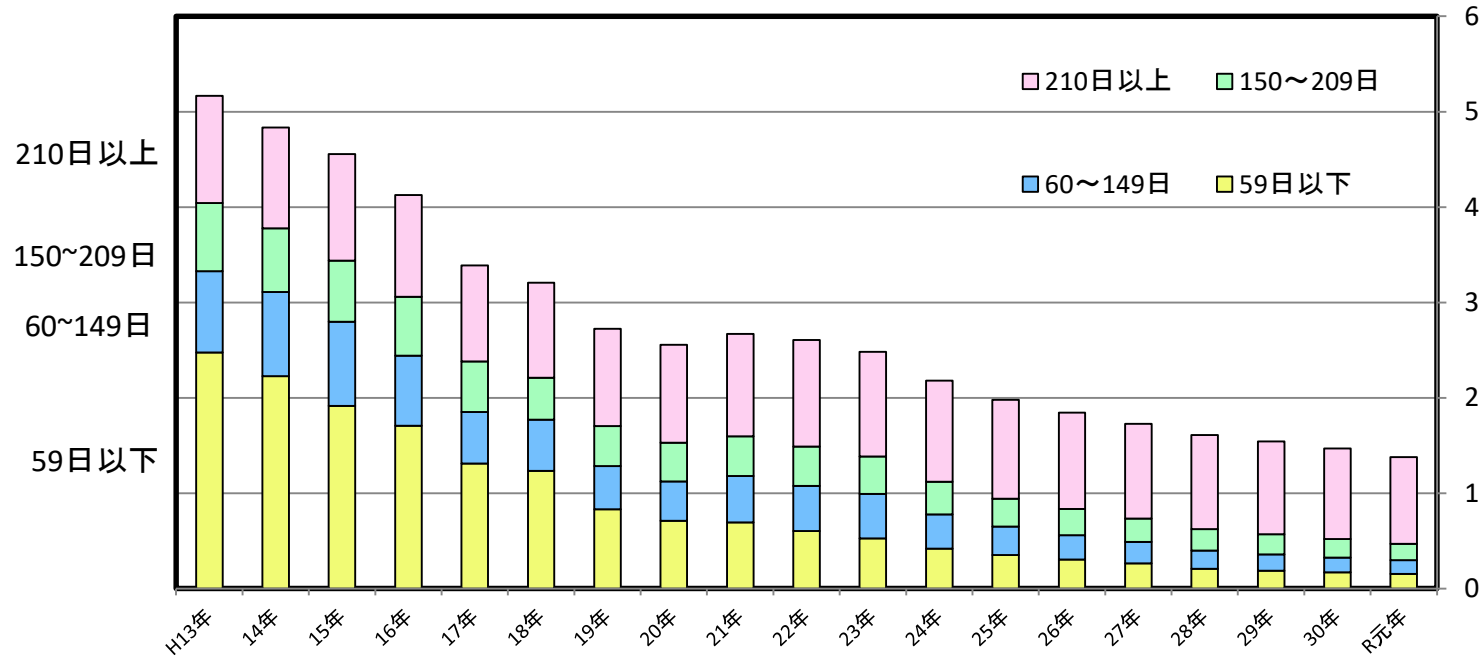
参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

林業従事者数は平成2年度からの四半世紀に半減しており、近年の新規就業者数が約3千人にとどまっている。さらに、**林退共の対象者である期間労働者の割合も減少が続いている。**

(図表9) 森林組合の雇用労働者の平均年間就業日数別労働者数

(万人)



資料: 林野庁「森林組合統計」

参考事項

○ 加入促進対策の効果的实施に関する事項

- 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- 林業従事者が多いと思われる振興山村指定の全自治体に対し、個別に広報記事の掲載（734所）を要請、202の自治体の広報誌掲載を確認。（令和2年度新たに実施）
- 未加入事業主に対して加入勧奨を行う他、既加入事業主に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。
 - ・共済契約者に対し文書による要請（3,216件）
 - ・「意欲と能力のある林業経営体」等について、機構から林野庁に対し、林野庁から自治体関係部署に対する協力通知文書の発出を要請するとともに、林退共より207の林業経営体に対し、個別に加入勧奨を実施（令和2年度新たに実施）
 - ・林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請
 - ・「国有林野事業受注事業体」について、林野庁の協力のもと、加入勧奨、履行確保について文書による個別要請（236所）
- 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。
 - ・ブロック林材業安全管理推進会議、林業労働災害撲滅キャンペーン及び林業就業支援事業（厚労省、林野庁主催）による雇用管理セミナーにおいて広報資料を配布
- 10月を加入促進強化月間とし、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。
 - ・関係団体等による広報記事掲載、NHKへの放送協力依頼
- 地域によって林業従事者数に対する被共済者の加入状況が大きく異なることから、各地域の林業関係者へのアンケート調査を実施した。（令和2年度新たに実施）

評価項目 No. 1－5

財産形成促進事業

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B)

I 中期目標の内容

1 融資業務の着実な実施

- 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。また、職員研修を実施すること等により審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。
- ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

2 利用促進対策の効果的实施

(1) 特別な支援を必要とする者への対応等

- ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。
- ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。

(2) 情報提供の質の向上

- ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。
- ・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、毎年度80%以上とすること。

3 財務運営

- 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和2年度		令和元年度	平成30年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
1 融資業務の着実な実施 ○融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。また、職員研修を実施すること等により審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。	・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。	4.11日	100%	100%	100%		
2 利用促進対策の効果的实施 (1) 特別な支援を必要とする者への対応等	・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。	656件	93.7%	104.0%	107.4%		
	・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。(令和2年度目標410件以上)	753件	183.7%	192.3%	132.7%		
(2) 情報提供の質の向上	・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。	800,601件 (通信監視サービス分を除くと485,241件)	258.3% (通信監視サービス分を除くと156.5%)	218.9%	209.2%		
	・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)を、毎年度80%以上とすること。	83.1%	103.9%	102.4%	91.6%		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
特別な支援を必要とする者への対応等（中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数）	②財形持家融資の新規借入申込件数については、継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与（※）したことにより、目標件数を達成した。ただし、当該措置については、財政状況に与える影響を毎年検証のうえ継続実施を決定しているものであり、今後も継続実施するものとは限らないため、目標変更についてはそれを考慮した上で検討する。 （※）新規借入申込件数753件のうち、571件（75.8%）が何らかの特例措置を利用。
ホームページアクセス件数	③HPアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のHPに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間315,360件程度である。これを除いても485,241件のアクセス件数を獲得している。 （参考：達成度 156.5%） 。また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている最大の要因は、毎年実施している財形制度周知キャンペーンにおける集中取組期間のアクセス件数が大幅に増加したことである（前年同期比約6割増）。当該期間における制度周知のHP特設サイトでは、人気の漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行うなど、幅広い世代に向けた情報発信となるよう工夫を凝らした結果、アクセス件数が大幅に増加したものと考えている。 なお、当該分析結果は、令和2年度の評価においてはじめて確認できたものであり、令和3年度における状況を再度確認したうえで、次期中期目標における設定項目として適切か否か判断したい。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由

参考事項

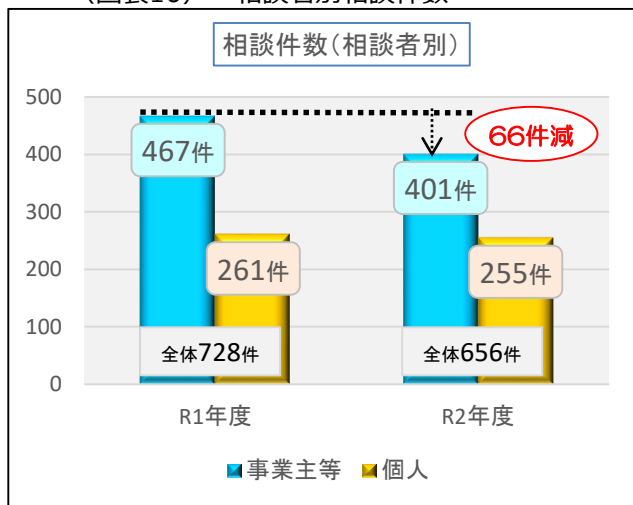
○特別な支援を必要とする者への対応等

【指標】財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。

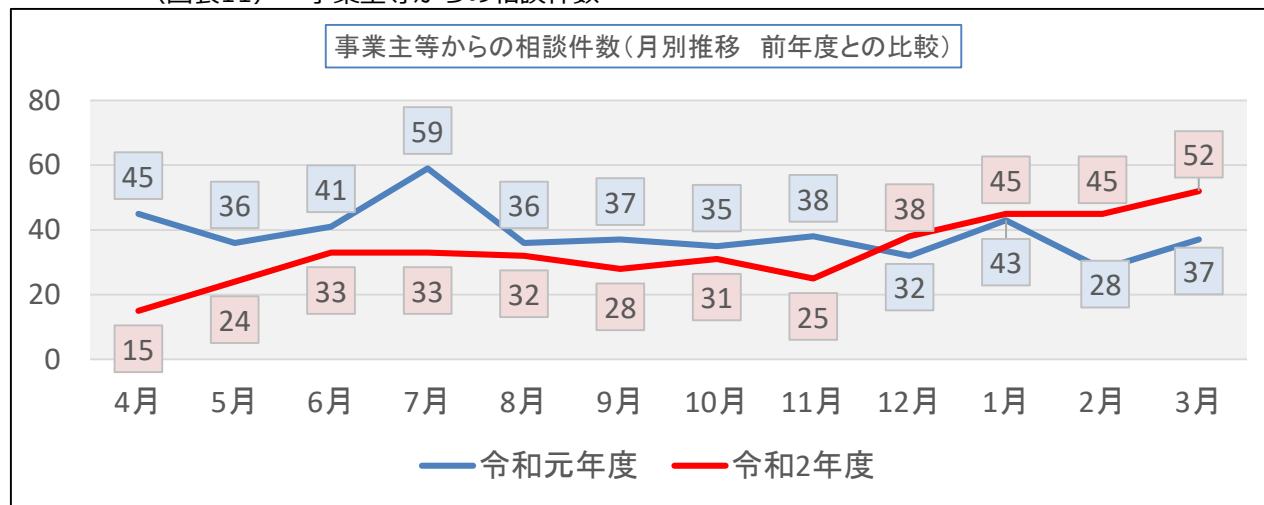
令和2年度における財形持家融資等に関する相談件数は656件であり、目標未達成であった。

同相談件数は、「事業主等からの相談」の減少（前年度比△66件）が大きく影響し（図表10参照）、目標を達成した前年度と比べ約9割（△72件）に落ち込んだ。「事業主等からの相談」の減少は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う出勤抑制やテレワーク等により相談の機会が減ったことが要因と考えられ、特に4月は前年度比△30件と大きく落ち込んだ（図表11参照）。

（図表10） 相談者別相談件数



（図表11） 事業主等からの相談件数



評価項目 No. 1－6

雇用促進融資事業

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B)

I 中期目標の内容

○雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和2年度		令和元年度	平成30年度		
		実績値	達成度	達	成	度	

要因分析（実績値/目標値が120以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由
適切な債権管理	雇用促進融資業務については、金融機関や弁護士等専門家の意見を適宜聴取するとともに、債権管理業務の委託先である金融機関に対する業務指導を継続的に実施しながら、法令にのっとり債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めた。

評価項目 No. 2-1 業務運営の効率化に関する事項

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B)

I 中期目標の内容

- 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等
- 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。
- 2 業務運営の効率化に伴う経費削減
- 中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。
- 3 給与水準の適正化
- 給与水準については、適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。
- 4 業務の電子化に関する取組
- 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。
建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。
- ・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。
- ・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。
- 5 契約の適正化の推進
- 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を推進すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和2年度		令和元年度	平成30年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
2 業務運営の効率化に伴う経費削減 ○中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	—	—	—	—		
4 業務の電子化に関する取組	中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。	実施済	100%	100%	100%		
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。	—	—	100%	100%		
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。	実施済	100%	—	—		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
業務の電子化に関する取組	中退共電算システム再構築について、令和2年5月より計画策定・要件定義工程を開始、各部課職員の協力のもと業務要件定義等を行い、予定どおり終了した。同工程では、559件に及ぶ要件を定義した上で、開発の確実性確保の観点から400件台に絞り込んだほか、人材育成面でも成果を上げた（P37図表12及びP38図表13参照）。この間、PMO支援業者について、業務内容を精選して公募、選定した。ドキュメンテーションの整備については第2フェーズが予定どおり完了した。 建退共制度における掛金納付方式の事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入については、10月からの試行的実施を経て、3月から本格的にシステム稼働を実施し、厚生労働省及び国土交通省からは業界団体等に関係の通知が発出された。

参考事項

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

- 新型コロナウイルス感染予防対策や働き方改革の推進を目的として、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用に係る手順書」を策定した。また、WEB会議のみならず、書面又はメール開催方式の導入や会議体のスマート化を行うことにより会議全体の効率化を図った。
- 中退共事業においては、WEB会議形式による制度説明会を開催し、利用者の利便性の向上を図った。
- 建退共事業においては、電子申請方式の申込書をダウンロード可能にするとともに、公共工事における共済証紙の購入に係る金額と枚数の目安が算出可能となるシミュレーションをホームページに掲載し、利用者の利便性の向上を図った。
- 財形事業においては、東日本大震災特例貸付及び財形災害融資に係る貸付制度の拡充に伴い、業務実施マニュアルを見直し、事務処理の改善を図った。
- 調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した（37件）。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

【指標】 一般管理費（削減率）	中期期間目標値： 15%以上
【指標】 業務経費（削減率）	中期期間目標値： 5%以上

[参考]

一般管理費：平成29年度予算額	(215,782千円)	
令和2年度実績額	(143,674千円)	〔削減率33.4%〕
業務経費：平成29年度予算額	(4,363,378千円)	
令和2年度実績額	(3,824,381千円)	〔削減率12.4%〕

3 給与水準の適正化

- 総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。
- 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。
- 東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）については、国家公務員よりも低い水準に留めている。
- 機構の令和2年度における給与水準について、以下のとおり検証した。
 - ・年齢のみで比較した対国家公務員指数は112.3となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。なお、勤務地域を考慮した地域勘案指数では99.7、地域・学歴勘案では99.5となっており、国家公務員指数を下回っている（令和3年6月末に機構HPにおいて公表）。

参考事項

4 業務の電子化に関する取組

中退共電算システム再構築に係る進捗状況

- 2020（令和2）年5月より前工程で策定した基本構想書を基にシステム再構築の計画策定・要件定義工程を開始、各部課の職員の協力のもと業務要件の定義のほか、設計・開発工程の仕様書案作成等を行い、予定どおり3月末に同工程を終了した。また、5年半に亘る設計・開発工程の要となる全体工程管理及びシステム部門支援のための委託業者（PMO）については、綿密な調査により、本再構築プロジェクトの内容や機構の人員体制等を勘案した業務内容を策定のうえ、業者を募集・選定した。
- 要件定義工程では、20名から成るトップコンサルタントチームと、実務担当部署及びシステム管理部が、延べ約200回、数百時間に及ぶミーティングにより要件定義を実施した。こうした密度の濃いミーティングは、適確な要件定義の実現は元より、専門家の知見と接することで役職員のITリテラシー向上にも寄与した（P37図表12及びP38図表13参照）。将来のロボティクス化やサービスのデジタル化の担い手確保に繋がる成果と思料する。
また、2か月に1度のステアリング・コミッティには理事長が必ず出席、トップのリーダーシップを発揮して重要事項に関する判断を示すことで、プロジェクトの円滑な進捗と、コンサルタントとの信頼関係構築が実現した。
- 現行システムドキュメント整備作業については、2020（令和2）年9月に、第二段階となる業務要件定義工程で必要となる書類の整備を終了した。
なお、同ドキュメント整備作業は、開発工程の要件確認が始まる2021（令和3）年10月までにすべてを終了する予定。

建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の2020（令和2）年度末までの導入に係る進捗状況

- 安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件を明確化し、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、10月からの試行的実施を経て、3月より電子申請方式を本格的に導入した（電子申請方式導入企業887社 3/31現在）。
- なお、電子申請専用サイトのセキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。
- また、同方式の普及に向けて、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、説明を行った。
 - ・日建連会員企業向け説明会 1会場 130事業所
 - ・建設労務安全研究会理事会 1会場 50事業所
 - ・各都道府県支部協力による説明会 33都道府県 66会場 84回 10,559事業所
 - ・電子申請試行的実施参加者説明会（元請用）（10/21）33事業所131名 （10/23）24事業所78名（10/27）30事業所102名
 - ・電子申請試行的実施参加者説明会（下請用）（10/29）84事業所139名 （11/4）62事業所115名（11/5）67事業所146名併せて、パンフレット（260,000部）・ポスター（500部）・現場標識（600部）を配布し、共済契約者等に対して周知を行った。

(図表12) 中退共システム再構築・要件定義工程（１）

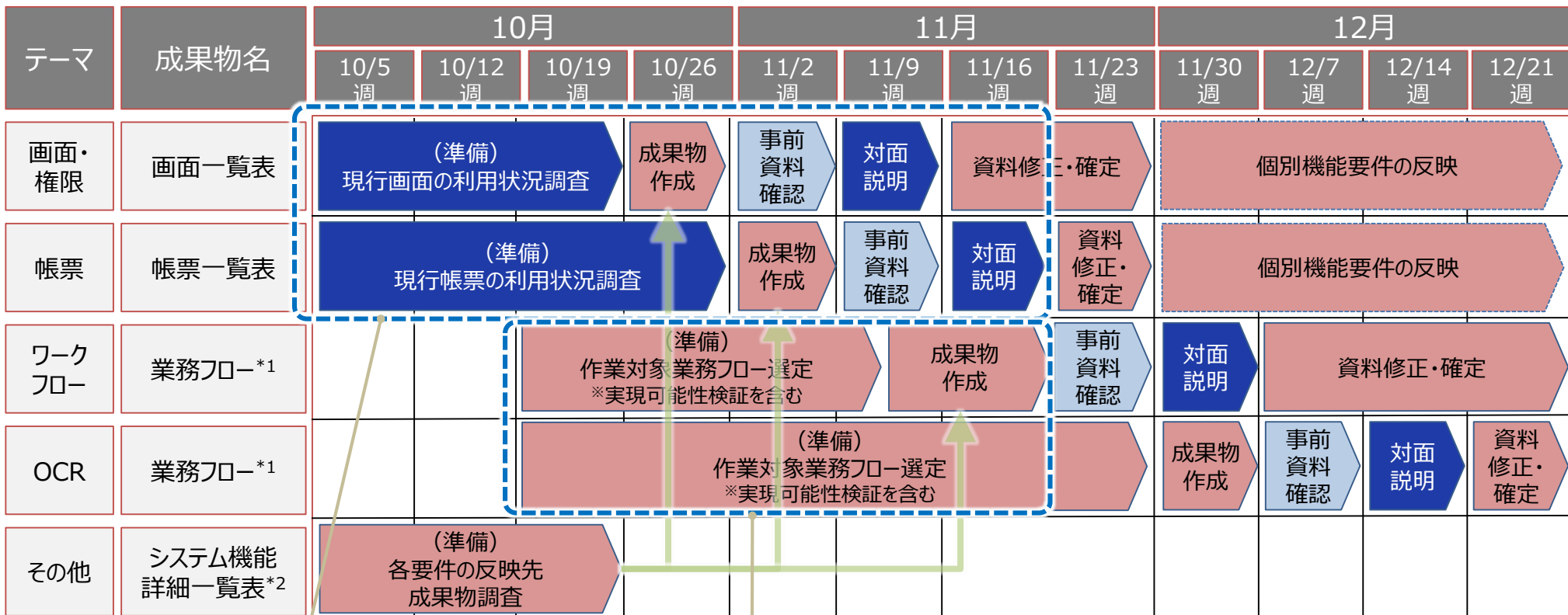
工程の前半では、559のシステム化要求事項を詳細化。「個別」では業務ごと、「共通」ではテーマごと、「非機能」では複数要件をまとめたサイクルごとに、役職員と約20名のコンサルタントが綿密な打ち合わせを行いつつ、検討を進めた（係単位のミーティングでは課長と係員3名程度が参加）。

要件定義工程前半（5月～9月）における現場とコンサルタントのヒアリング・討議スケジュール

作業項目	分類 (対応チーム)	5月		6月				7月					8月				9月						
		18	25	1	8	15	22	29	6	13	20	27	3	10	17	24	31	7	14	21	28		
#2 要求事項 の詳細化	個別① (Aチーム) 各回4名	契約業務			契約課 契約審査第一・第二係			契約課 契約審査第三係		契約課 管理調整係		給付業務		給付第一・第二課		特殊 審査課		給付推進管理課		事業推進業務		加入 促進課	
	個別② (Bチーム) 各回4名				収納業務			保全業務			経理・企画業務												
					収納課 収納第一・第二係			保全課 通算第一・第二係			保全課 保全第一・第二係				経理課		企画課						
	共通 (Cチーム) 各回30名							画面・権限			帳票 ・OCR		ワークフロー		共通その他								
非機能 (Dチーム) 各回10名				全体 方針 策定	[サイクル①] 可用性要件 性能・拡張性要件			[サイクル②] セキュリティ要件 環境整備方針			[サイクル③] ユーザビリティ要件 システム中立性要件		[サイクル④] 運用保守方針 移行方針		[サイクル⑤] 制約条件 教育訓練・テスト方針								
#9 非機能要件 の策定	非機能 (Dチーム)				同期			同期			同期		同期		同期		同期						
					↑↓			↑↓			↑↓		↑↓		↑↓		↑↓						

(図表13) 中退共システム再構築・要件定義工程 (2)

工程の後半では、詳細化された要件を、画面一覧表・帳票一覧表へ反映させるため、コンサルタントによる横断的な業務担当者への対面説明が実施された(1テーマごとに1日2回、計30人程度が参加)。



要件の反映について、
横断的に業務担当者へ確認

作業対象の選定、
実現可能性検証を実施

評価項目No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 **B** (過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B)

I 中期目標の内容

第3 財務内容の改善に関する事項

○今後行われる予定の財政検証に基づき累積欠損金の処理等で定めた事項（評価項目No.1-4 I（1））に基づき、着実な累積欠損金の解消を図ること。また、業務運営の効率化に関する事項で定めた事項（評価項目No.2-1）を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。

II 指標の達成状況

目標（指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること）	指 標	令和2年度		令和元年度	平成30年度		
		実績値	達成度	達 成 度			

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
累積欠損金の着実な解消	令和２年度の決算では、資産運用の委託運用において、約６億６千８百万円の運用収入を確保できたことが主因となり、令和元年度末の累積欠損金約７億４百万円のうち、５億１千７百万円解消することができた。結果として令和２年度末の累積欠損金は約１億８千７百万円となった。
業務運営の効率化に考慮した予算の作成、管理	中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成２９年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費９％減及び業務経費３％減とした令和２年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 ＊削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）

評価項目 No. 4-1 その他業務運営に関する重要事項

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B)

I 中期目標の内容

1 内部統制の強化

- 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有すること。
- 内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

2 情報セキュリティ対策の推進等

(1) 情報セキュリティ対策の推進

- サイバーセキュリティ基本法の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備、研修・教育等を行うつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。
- 上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

(2) 災害時等における事業継続性の強化

- 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。

3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

- 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。
 - ・中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。

4 資産運用における社会的に優良な企業への投資

- 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和2年度		令和元年度	平成30年度		
		実績値	達成度	達 成 度			
退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 ○退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。	・中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。	4 回	26.7%	93.3%	100.0%		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	③新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中退共で実施する集合型の説明会は中止となったが、令和3年1月以降に開催されたオンライン説明会（4回）において財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った。(58社参加)

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
内部統制の強化	機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報等を国民から託されていること、また金融を業とする独立行政法人であることを踏まえ、資産運用委員会やリスク管理・コンプライアンス委員会等の助言を受け、当該助言に基づいた対応を行ったほか内部統制の取組が形骸化することを防止するため、特に令和2年度においては、毎月の理事会において、理事長自らが、公的機関に勤める役職員としての「高い職業倫理」及び金融業務を行う機関としての「社会通念以上の注意義務」という2つのキーワードにおいて機構の統制環境の水準を引き上げることを繰り返し指示するとともに、このための統制活動の一つとして、機構における重要事項については理事長文書決裁による意思決定を徹底することにより、責任の所在を明らかにすることとした。 【資産運用】関連でも、資産運用委員会において、役職員における高度な職業倫理の徹底等を含むガバナンス改善に向けた審議を行った。
情報セキュリティ対策の推進等	【情報セキュリティ】面では、コロナ禍の下で利用が急増したWeb会議に関する規程整備、インシデントの予防／迅速な事後対応に不可欠な情報端末の正確な把握・管理体制の確立、サイバー攻撃に備える標的型メール訓練やLANケーブル抜線訓練等各種訓練や全役職員必修の研修等の施策を行い、情報セキュリティ有識者委員会(外部有識者3名)では委員から評価された。 【BCP】関連では、災害時等における事業継続性については、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップなどを行った。また、機構における感染拡大防止の対応に係る事務連絡について、地域の感染状況や感染防止の知見等の変化に応じて改正を行った。
資産運用における社会的に優良な企業への投資	資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用の方針として実施する方針としている。令和2年度においては、日本版スチュワードシップ・コード再改訂に関して、新規規範の解釈に「資産運用委員会」での審議を重ね、条件付きでの受入れ表明を行うなど理解を深めた。また、本格化してから3年目を迎えたスチュワードシップ活動では、理事長による大手運用機関トップとのエンゲージメントが定着、内容も年々充実の度合いを増している。例えば、労働生産性が向上すれば、本邦資本市場の健全な成長にも繋がり、その結果、年金等を通じて勤労者の老後の為の資産形成に貢献する好循環が生まれれば、従業員の福祉増進と中小企業の振興という制度の意義にも適う、といった議論が共感を持って迎えられている。

評価項目No. 5-1

予算、収支計画及び資金計画・短期借入金の限度額・重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画剰余金の使途・職員の人事に関する計画・積立金の処分に関する事項

自己評価

B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B)

※目標がないため、以下については計画より記述

第6 短期借入金の限度額

- 1 限度額
 - ① 中退共事業においては 20億円
 - ② 建退共事業においては 20億円
 - ③ 清退共事業においては 1億円
 - ④ 林退共事業においては 3億円
 - ⑤ 財形融資事業においては 391億円
 - ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1億円

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第8 剰余金の使途

財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

第9 職員の人事に関する計画方針

- ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求めること。
- ② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施すること。
- ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施すること。

第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和2年度		令和元年度	平成30年度		
		実績値	達成度	達 成 度			

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由